

令和4年度

第1回 木更津市文化財保護審議会

日 時 令和4年7月21日（木）午前10時から

場 所 木更津市立中央公民館 第7会議室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 会議内容

審議事項

第1号 木更津市指定文化財の指定について（答申）

報告事項

第1号 県指定史跡「金鈴塚古墳」の補修・整備工事の進捗状況
について

第2号 市指定文化財「木造釈迦如来坐像」の解体調査について

第3号 県指定文化財「天正検地帳」、市指定文化財「同 副本」（鈴木三郎家蔵古文書）」のデジタルアーカイブでの公開について

その他

5. 閉 会

議案第 1 号 木更津市指定文化財の指定について（答申）

木更津市指定文化財候補 『中越遺跡出土小銅鐸』につきましては、これまでに、市指定文化財としての適否について審議を重ね、令和 4 年 3 月 24 日開催の令和 3 年度第 3 回文化財保護審議会において、「木更津市指定文化財の指定について」として本審議会へ諮問いたしました。本日は、事務局作成の「木更津市指定文化財の指定について」答申（案）について、ご審議をお願いいたします。



令和4年7月21日

木更津市教育委員会 様

木更津市文化財保護審議会
会 長 古 泉 忠 之

木更津市指定文化財の指定について（答申）

令和4年3月24日付け木教文第390号で諮問のありましたこのことについては、
下記のとおり答申します。

記

木更津市指定文化財として適当であると認めます。

名 称	中越遺跡出土小銅鐸 附石製舌
員 数	1 点
種 別	有形文化財（考古資料）
所 有 者	木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市
所 在 地	木更津市太田二丁目16-2 木更津市郷土博物館金のすず

報告第1号 県指定史跡「金鈴塚古墳」の補修・整備工事の進捗状況について

5月中旬から6月下旬にかけて、墳丘境界のフェンス設置工事を昨年度の未施工部分（全周の3分の1）で行いました。また、案内板を見学者が見やすい、フェンス外側に移設し、昨年度の第3回審議会でご指摘のあった、案内板の英訳文の誤記については、ホームページの該当箇所を修正しました。

本年度の整備工事については、石室内部の石積補強工事を11月上旬から年度内にかけて、実施する予定となっております。



金鈴塚古墳全景 南側（令和4年6月）



北側 境界フェンス設置状況



南側 案内板移設状況

報告第2号 市指定文化財「木造釈迦如来坐像」の解体調査について

5月10日、宗教法人釋蔵寺（曾根）と木更津市立中郷公民館の共催により、市指定文化財「木造釈迦如来坐像」の解体調査が実施されました。調査は、仏像の研究者、修復技術者等を交え、坐像の両肩部を分離したあとに、胎内に書かれた墨書の全容を把握しようとするものです。調査は午前中に開始され、午後には終了し、元の状況に戻されました。

本件については、事前に教育委員会あて、「指定文化財現状変更等許可申請書」が提出されております。調査成果については、現在、分析中です。



調査着手



調査風景



胎内の墨書



赤外線による調整後の墨書

報告第3号 県指定文化財「天正検地帳」、市指定文化財「同 副本」(鈴木三郎家蔵古文書)」の木更津市史デジタルアーカイブでの公開について

これまで、木更津市内では、天正検地帳の原本が 16 冊、副本が 7 冊確認されています。この原本〔(天正二十年拾月、(上総国望陀郡菅生庄請西之郷御縄打水帳)〕は、請西村の名主であった鈴木家に残されたもので、木更津市内に現存する唯一の天正検地帳です。昭和 57 年 4 月に千葉県指定文化財に指定されています。

また副本は、承應 2 (1653) 年 9 月に作成されたもので、「鈴木三郎家蔵古文書」として、昭和 40 年 6 月に、市指定文化財に指定されています。現在、原本、副本とともに木更津市に寄贈され、木更津市立図書館で保管しています。

さらに、市史編さん事業に関する史料調査の過程で、下郡の善場家文書から「下郡村水帳之写」他 5 冊の検地帳が発見されました。これまで、木更津市内に現存する天正検地帳は、「天正検地帳(天正二十年拾月、上総国望陀郡菅生庄請西之郷御縄打水帳)」と、副本のみでしたが、「下郡村水帳之写」「田」「畑」は、2 例目の天正検地帳(写本)と判明しました。

また、同時に確認された、「寛永八末年新田畑検地帳」、「寛永八末年土屋但馬守殿帳面遠用地押改帳」をあわせ、これらの検地帳は、16 世紀末から 17 世紀前期頃の検地の様子を把握するための貴重な資料です。

これら 5 冊の検地帳のデジタル画像と翻刻文は、5 月 2 日より、木更津市役所ホームページ「木更津市史デジタルアーカイブ」サイトで公開しています。是非、ご覧ください。

公開方法 「木更津市史デジタルアーカイブ」サイト

(URL) <https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/1220605100>

※市ホームページ、または下記の QR コードからも閲覧できます。



木更津市史デジタルアーカイブ

木更津市は、自然に恵まれ、学び、経済が盛んな目覚めた共生社会をめざすため、オーガニックなまちづくりに取り組みんでいます。

千葉県の中西部に位置する木更津市は、昭和17年（1942）11月に千葉県下6番目の市として誕生しました。西に東京湾を臨む歴史と文化にあふれるまちで、古くから港町として発展し、国重要文化財に指定される「千葉県金谷郷古墳出土品」や、戦国時代には上野國を支配した氏田氏の居城である真壁谷城跡など、多くの文化財が残っています。

市域は東西に長く広がり、海と山に囲まれた自然豊かな土地柄です。東部には丘陵地、西部は平地の地形で東京湾に面し、市の東部から西部を流れる小堀川沿地には田舎地帯が広がっています。また、小堀川の河口付近には塩洲干潟と呼ばれる東京湾最大の干潟が残り、貴重な生物や野鳥の生息地となっています。

本アーカイブは、『木更津市史』編さん事業の取り組みの成果として、木更津市の歴史資料を手袋にご覧いただくためのツールです。

検地帳



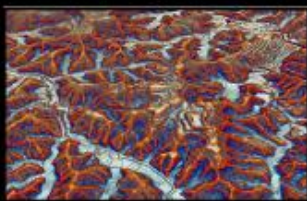
木更津市に唯一現存する「天正検地帳」（千葉県指定文化財）と、その「副本（承応2年）」（木更津市指定文化財）のほか、史料調査で新たに発見された天正検地帳の写本「下郡村水堀之写」などの資料をデジタル化したものです。

これらは、16世紀末から17世紀前期頃の検地の様子を把握するための貴重な資料です。

※千葉県指定文化財「天正検地帳」のデジタル化に当たり、千葉県文化財保存事業補助金、公益財団法人朝日新聞文化財団・文化財保護助成事業の助成を得て実施しています。

検地帳 >

木更津の城



市内に残る戦国時代の城跡のうち、真壁谷城跡、天津台城跡、真壁城跡の航空レーザ測距データをもとに、地形の凸凹を陰と陽に分けて立体感を表現する立体画像の輪描画（朝日新聞株式会社「立体画像作成装置」特許第4379264号）を作成しました。

城跡の構造がよくわかるデジタル画像資料です。

木更津の城 >

本事業は以下の協成を得て実施しています。

- ・ 2020年度、2021年度千葉県文化財保存事業補助金（千葉県指定文化財「天正検地帳」保存修理）
- ・ 2019年度公益財団法人朝日新聞文化財団・文化財保護助成事業（千葉県指定文化財「天正検地帳」保存修理及びデジタル化公開）
- ・ 公益財団法人阿部徳太郎財団2019年度受託助成事業（「木更津市史」編さん及びデジタルアーカイブ公開）

○木更津市文化財保護条例【昭和 51 年 6 月 26 日条例第 30 号】

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市指定文化財（第 4 条—第 16 条）
- 第 3 章 市文化財保護審議会（第 17 条—第 20 条）
- 第 4 章 補則（第 21 条）
- 第 5 章 罰則（第 22 条・第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和 30 年千葉県条例第 8 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定めるものとする。

（文化財の定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重）

第 3 条 木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 2 章 市指定文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを木更津市指定文化財（以下「市文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りではない。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ第 17 条の規定により設置された木更津市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を市掲示場に告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市文化財が市文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市文化財について、法の規定による国の文化財又は県条例の規定による県の文化財としての指定があつたときは、当該市文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は速やかに、その旨を市掲示場に告示するとともに、当該市文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者等は速やかに市文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 市文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則(以下「規則」という。)及び教育委員会の指示に従い、市文化財を管理しなければならない。

2 市文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等及び所在の変更届出)

第7条 市文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は旧所有者等に対して交付された指定書を添えて10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者等に係るときは、届け出の際指定書を添えなければならない。

3 市文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは、き損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、10日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 市文化財の所在の場所の変更をしようとするときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理等の補助)

第8条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下「修理等」という。)に要する経費は、所有者等の負担とする。ただし、多額の費用を要し、所有者等がその負担にたえない場合その他特別の事由がある場合には、市は、当該所有者等に対

し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として修理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該修理等について指揮監督することができる。

3 前項に定めるもののほか、補助金の交付については、規則で定める。

（管理又は修理等に関する勧告）

第9条 市文化財の管理が適当でないため、市文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる恐れがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、記録の作成、伝承者の養成、修理保存その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市文化財がき損している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理等について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（修理等の届出）

第10条 市文化財の修理等をしようとするときは、所有者等はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第8条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項及び第2項の規定による勧告によつて修理等を行う場合は、この限りでない。

2 市文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理等に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

（現状変更等の制限）

第11条 市文化財に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者等又は管理責任者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（環境保全）

第12条 教育委員会は、市文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を命ずるこ

とができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、市は、その損失を予算の範囲内で補償することができる。

(公開)

第13条 教育委員会は、市文化財の所有者等に対し、6か月以内の期間を限つて、教育委員会の用に供するため、当該市文化財を公開することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市文化財の所有者等に対し、3か月以内の期間を限つて、当該市文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により公開した所有者等に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市文化財が公開されたときは、その職員のうちから当該市文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による公開したことに起因して当該市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該市文化財の現状又は修理等の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第15条 市文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指定その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

(標識等の設置)

第16条 市文化財の所有者等は、教育委員会の定める基準により特別のほか市文化財の管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第3章 市文化財保護審議会

(設置)

第17条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため、木更津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱

する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 補則

(施行規則)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(刑罰)

第22条 市文化財を故意に損壊し、き棄し、又は隠匿した者、又は現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際改正前の木更津市文化財保護条例の規定に基づいてなされた指定、許可、認定又は届出その他の手続等は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

○木更津市文化財保護条例施行規則【昭和 51 年 7 月 30 日教育委員会規則第 13 号】

各様式については割愛

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市文化財保護条例（昭和 51 年木更津市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書及び同意書の提出)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による指定において所有者等が自ら指定を受けようとするときは、文化財指定申請書（別記第 1 号様式）を木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による指定の同意は、文化財指定同意書（別記第 2 号様式）によるものとする。

(指定書)

第 3 条 条例第 4 条第 6 項に規定する指定書（以下「指定書」という。）は、別記第 3 号様式によるものとする。

(指定書の再交付の申請)

第 4 条 交付された指定書を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗難にあつたときは、指定書再交付申請書（別記第 4 号様式）を速やかに教育委員会に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。

(解除の通知)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項又は第 4 項の規定による指定解除の通知は、指定文化財解除通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(管理責任者選任（解任）の届出)

第 6 条 条例第 6 条第 3 項の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、指定文化財管理責任者選任（解任）届（別記第 6 号様式）によるものとする。

(所有者等及び所在の場所の変更の届出)

第 7 条 条例第 7 条の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 条例第 7 条第 1 項の規定による所有者等の変更の届出 指定文化財所有者等変更届（別記第 7 号様式）

(2) 条例第 7 条第 2 項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出 指定文化財所有者氏名等変更届（別記第 8 号様式）

(3) 条例第 7 条第 3 項の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難にあつた場合の届出 指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（別記第 9 号様式）

(4) 条例第 7 条第 4 項の規定による所在の場所の変更の届出 指定文化財所在場所変更届（別記第 10 号様式）

(補助の申請及び決定)

第 8 条 所有者等は、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により経費の補助を受けようとするときは指定文化財経費補助申請書（別記第 11 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 経費の予算書及び見積書
- (2) 設計仕様書及び設計図
- (3) 修理箇所の写真又は見取図

2 所有者等は、前項による補助申請書を提出したのちその内容を変更又は中止しようとするときは、指定文化財経費補助変更（中止）承認申請書（別記第12号様式）を教育委員会に提出し承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付を決定したときは、指定文化財補助金交付決定通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

4 所有者等は、補助金の交付を受けて、修理等を完了したときは、完了した日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、指定文化財修理等実績報告書（別記第14号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

5 前各項の規定によるほか、補助金の交付手続等については、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）の定めるところによる。

（修理等の届出）

第9条 条例第10条の規定による修理等の届出は、指定文化財修理届（別記第15号様式）によるものとする。

（現状変更等の許可申請）

第10条 条例第11条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする所有者等は、指定文化財現状変更等許可申請書（別記第16号様式）の変更等しようとする日前30日までに教育委員会に提出しなければならない。

（着手及び終了報告）

第11条 所有者等は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を指定文化財現状変更等着手（終了）届（別記第17号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第12条 条例第11条第1項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財をその指定当時の原状（指定文化財の現状変更等の許可を受けた場合においては、当該許可を受けたときの原状）に復するとき。

(2) 指定文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（市の負担する費用の範囲）

第13条 条例第13条第3項の規定による市の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該指定文化財を運送保険に付する場合は、その保険料
- (3) 施設及び設備に関する経費
- (4) 警備費

(出品給与金の支給)

第14条 条例第13条第4項の規定により支給する給与金の額の範囲は、出品期間1月につき1件2,000円以内で予算の定めるところによる。

2 1月に満たない期間についての給与金の支給は、その期間を1月とした計算による。

(補償の請求)

第15条 条例第13条第7項の規定により損失の補償を受けようとする所有者等は、指定文化財の損失補償請求書(別記第18号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(補償の決定)

第16条 教育委員会は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、審査のうえ補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項を補償を受けるべき者に通知するものとする。

3 第1項の審査により補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を請求書の提出者に通知するものとする。

(補償金額決定の基準)

第17条 補償金の額の決定は、特別の事情があるほか、次の各号のいずれかに掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 指定文化財が滅失した場合においては、当該指定文化財の時価に相当する金額

(2) 指定文化財がき損した場合においては、当該指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該指定文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(ただし、き損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認めるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準により定めた補償金の額が当該指定文化財の滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることがある。

(標識等の設置基準)

第18条 条例第16条の規定により設置すべき標識は、石造(特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。)とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 木更津市指定文化財の文字
- (2) 指定の年月日
- (3) 当該指定文化財の名称
- (4) 所有者又は管理責任者の氏名
- (5) 教育委員会の文字
- (6) 建設年月日

2 条例第16条の規定により設置すべき説明板には次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 指定に係る地域を示す図面（地域を示す必要がない場合を除く。）
- (2) 指定文化財の名称
- (3) 指定の年月日
- (4) 指定の理由
- (5) 説明事項
- (6) 保存上注意すべき事項
- (7) その他参考となるべき事項

3 条例第16条の規定により設置すべき境界標は石造又はコンクリート造（13センチメートル角の四角柱を用い、地表からの高さは30センチメートル以上とする。）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 指定文化財境界の文字及び教育委員会の文字

4 前3項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し、必要な事項は当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

5 囲さく、その他の施設については、前項の規定を準用する。

6 前項までに定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図、（説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えてあらかじめ、その旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

（台帳）

第19条 教育委員会は、各種別ごとに必要事項を記載した指定の台帳を常備し、実測図、写真等を添付しておくものとする。

（県の規定の準用）

第20条 条例及びこの規則の規定による指定については、県の基準の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（平成3年3月29日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月27日教委規則第4号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事項)

第 5 条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針（学校教育及び社会教育の基本的指導計画を含む。）を定めること。
- (2) 法第 26 条の規定による報告書の作成、議会への提出及び公表を行うこと。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (4) 見積価格 300 万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (5) 職務の級が 5 級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員を任免すること。
- (6) 校長及び教頭の任免その他進退について内申すること。
- (7) 職員及び教職員の分限（傷病による休職を除く。）及び懲戒の処分を行うこと。
- (8) 教育委員会規則を制定し、又は改廃すること。
- (9) 教育功労者を表彰すること。
- (10) 教育予算その他の議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること。
- (11) 学校その他の教育機関の敷地又は建物の設定又は変更をすること。
- (12) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科書を採択し、及び教科書その他の取扱いの一般方針を定めること。
- (15) 学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- (16) 文化財の指定及び解除すること。
- (17) 職員団体との重要な交渉に関すること。
- (18) 請願及び陳情に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか重要かつ異例に属すること。